

平成25年11月19日

殿

地方自治体が行う原子力防災対策 への支援について

原子力発電関係団体協議会



会長
副会長

茨城県知事
福井県知事
北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
新潟県知事
石川県知事
島根県知事
山口県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

橋西高三村佐泉谷溝山中古伊
本川橋村井藤田本口本村川藤

昌誠み吾浩平彦憲衛郎広康郎
一はる申嘉雄裕正善繁時祐
兵衛太郎

地方自治体が行う原子力防災対策への支援について

原子力防災体制の見直しにより地方自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、下記のとおり適切な財政措置を講じるなどの支援について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 原子力防災関連施設などの放射線防護対策等の強化

原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、病院、福祉施設等における放射線防護対策等の強化に当たっては、その考え方を速やかに示した上で各地方自治体の状況に応じた予算の確保と配分を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、既に整備を行った施設や今後整備される施設の維持管理等に係る経費については、国において現行の予算体系とは別枠で予算を確保した上で地方自治体に配分すること。

2 原子力防災資機材等の整備

原子力防災対策に必要な資機材の配備や維持管理、避難に係るインフラの整備、人員増に係る必要経費などについて、適切な財政措置を行うこと。

3 住民避難に係る体制整備

実効性ある避難計画を策定するために、国は、O I Lに基づき避難範囲を特定する際の考え方や安定ヨウ素剤のより詳細な配布条件などを明確に示すこと。

また、広域避難体制を整備するために、立地県外における避難先も速やかに確保出来るよう、従来の交付金の枠組にとらわれることなく、避難先の確保に必要な経費も含めて、関係自治体への財政支援を弾力的に行うこと。

4 放射線監視体制の整備

モニタリング機材の整備に当たっては、国が整備の考え方や基本仕様を提示すること。

また、当該整備に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう維持管理費を含めて特別枠を設けるなど、適切な財政支援を行うこと。